

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

職員の処遇改善について2019（令和元）年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、あいわ会においても同年同月より当該加算の設定を行っておりますので、当法人の取り組みを下記に表示いたします。

	職場環境要件項目	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	法人が必要と認めた資格取得に関しては受講しやすいように特別有給休暇を付与している。また、各種研修に要する費用は法人が負担している。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	職位およびその基準点を設定し、人事考課にて評価している。
労働環境 ・ 処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育設備の整備	育児休業制度の整備により所定労働時間の短縮や時間外労働の制限を可能にしている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	事業所毎に月1～2回のミーティングの場を設け、気づきや支援内容の共通理解・情報共有を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	想定可能な事故・トラブルについての対応マニュアルを作成している。
	健康診断・心の健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	定期的な健康診断を実施。男女別の休憩室を完備。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規から正規職員への転換を奨励
	職員の増員による業務負担の軽減	年間を通して求人票を提出